

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月17日

栃木県監査委員 五十嵐 清
 同 山形 修治
 同 金井 弘行
 同 石崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

| 監査実施月 | 監査対象期間 | 備考 |
|---------|---|---|
| 平成29年1月 | 平成27年度 平成27年度及び平成28年度（9月末現在） 平成27年度及び平成28年度（10月末現在） 平成27年度及び平成28年度（11月末現在） | <ul style="list-style-type: none"> 給与事務（児童手当を含む。）については予備監査実施日まで 県土整備部出先機関の監査対象期間は平成27年度 |
| 平成29年2月 | 平成27年度及び平成28年度（10月末現在） 平成27年度及び平成28年度（11月末現在） | |

第3 監査の結果

（県土整備部）

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|----------|------------|-----------------------|
| 安足土木事務所 | 平成29年1月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 下水道管理事務所 | 平成29年1月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 公園事務所 | 平成29年1月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮土木事務所 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 真岡土木事務所 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 栃木土木事務所 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

（教育委員会）

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|-----------|------------|--|
| 下都賀教育事務所 | 平成29年1月10日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 安足教育事務所 | 平成29年1月10日 | 給与事務のうち、勤勉手当において、基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間を除算することとなっているが、育児休業期間のみを除算したことから、過支給となっているものが1件62,325円あった。 |
| 宇都宮南高等学校 | 平成29年1月10日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮工業高等学校 | 平成29年1月10日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

| | | |
|---------------------------------------|------------|---|
| 足利南高等学校 | 平成29年1月10日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 足利工業高等学校 | 平成29年1月10日 | 財産・物品管理等事務のうち、公有財産及び物品の管理において、寄附により取得した大型電光掲示板、パソコン等に係る公有財産台帳及び備品管理台帳を整備していなかった。 |
| 栃木高等学校 | 平成29年1月13日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 栃木女子高等学校 | 平成29年1月13日 | 収入・支出事務のうち、高等学校等就学支援金において、保護者の市町村民税所得割額の合算した額が基準額を超過しているにもかかわらず、これを見落としたため、過支出となっているものが1件118,800円あった。 |
| のぞわ特別支援学校 | 平成29年1月13日 | 給与事務のうち、扶養手当等において、特定期間にある扶養親族たる子があるにもかかわらず、扶養手当の月額改定を行わなかったことから、支給不足となっているものが1件120,454円あった。 |
| 富屋特別支援学校 | 平成29年1月13日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 上三川高等学校 | 平成29年1月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 真岡高等学校 | 平成29年1月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 茂木高等学校 | 平成29年1月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 烏山高等学校 | 平成29年1月17日 | <p>契約検収事務のうち、元烏山女子高等学校グランド復旧工事に係る指名競争入札を行った案件について、再度の入札に付してもなお落札者がなかったため、随意契約により契約を締結しているものがあった。しかし、当該随意契約は当該指名競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更した内容で締結したものであり、地方自治法施行令第176条の2第2項の規定に違反したものであった。</p> <p>なお、当該指名競争入札の再度入札した金額と予定価格との大きな乖離を考慮すれば、開札後直ちに入札を打ち切り、仕様、予定価格等に見直しを加えた後、新たな入札に臨むべき事案であったと考える。</p> <p>今後は、関係法令を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。</p> |
| 栃木工業高等学校 | 平成29年1月20日 | 給与事務のうち、産業教育手当において、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上勤務をしなかったにもかかわらず、手当の一時停止を行わなかったことから、過支給となっているものが1件160,000円あった。 |
| 栃木商業高等学校 | 平成29年1月20日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 足利特別支援学校 | 平成29年1月20日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 足利中央特別支援学校 | 平成29年1月20日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮東高等学校 （「宇都宮東高等学校 附属中学校」を含む。） | 平成29年1月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

| | | |
|-------------------------------|------------|---|
| 宇都宮清陵高等学校 | 平成29年1月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 小山高等学校 | 平成29年1月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 壬生高等学校 | 平成29年1月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 黒羽高等学校 | 平成29年1月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 那須特別支援学校 | 平成29年1月27日 | 給与事務のうち、通勤手当において、一方通行の事由により往路と復路の自動車の使用距離が異なっているにもかかわらず、往路のみの使用距離で認定したことから、過支給となっているものが1件50,270円、支給不足となっているものが1件28,190円あった。 |
| 芳賀教育事務所 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 塩谷南那須教育事務所 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮北高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮女子高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮中央女子高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 鹿沼高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 鹿沼東高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 今市高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 今市工業高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 小山南高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 小山西高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 学悠館高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 佐野高等学校 (「佐野高等学校附属中学校」を含む。) | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 佐野松桜高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 足利高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 足利女子高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 足利清風高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 益子芳星高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 馬頭高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

| | | |
|-------------------------------------|------------|---|
| 大田原女子高等学校 (「大田原東高等学校」 を含む。) | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 那須高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 黒磯南高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 矢板東高等学校 (「矢板東高等学校附属 中学校」を含む。) | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| さくら清修高等学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| わかくさ特別支援学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 岡本特別支援学校 | 平成29年1月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 河内教育事務所 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 上都賀教育事務所 | 平成29年2月3日 | 給与事務のうち、超過勤務手当において、1日1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かれている職員の超過勤務時間数の算定に当たって、当該職員を1日45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かれている職員と誤認して算定したことから、支給不足となっているものが2件68,665円あった。 |
| 那須教育事務所 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮白楊高等学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 石橋高等学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 小山城南高等学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 栃木翔南高等学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 矢板高等学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 盲学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 栃木特別支援学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 益子特別支援学校 | 平成29年2月3日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮商業高等学校 | 平成29年2月17日 | 収入・支出事務のうち、奨学のための給付金(公立)事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが1件92,300円あった。 |
| 小山北桜高等学校 | 平成29年2月17日 | 収入・支出事務のうち、奨学のための給付金(公立)事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、過支出となっているものが1件92,300円あった。 |
| 真岡女子高等学校 | 平成29年2月17日 | 収入・支出事務のうち、奨学のための給付金(公立)事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが2件184,600円あった。 |

| | | |
|-----------|------------|---|
| 国分寺特別支援学校 | 平成29年2月17日 | 給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間の算定を誤ったことから、過支給となっているものが1件149,031円あった。 |
|-----------|------------|---|

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの